

令和4年第9回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和4年9月12日（月） 午前9時30分～午前10時30分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：9名）

1番：中川 光春	3番：田口 昭広	4番：小島 政文
5番：尾上 春樹	6番：告宮 幸一	7番：塚本 壽
9番：寺本 眞理子	10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘

（欠席：2名）

2番：道園 浩二	8番：山田 和治
----------	----------

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：松岡 哲治
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：下崎 省一
7番：宮島 正文	8番：坂口 恵美子	9番：藤井 雅史
10番：小崎 良一	11番：木川 保	13番：西村 隆
14番：草野 義雄	15番：渕上 米作	

（欠席：1名）

12番：一川 清

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：才保 親哉
係 長：大浪 和典	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第16号	農地法施行規則第53条の規定による届出について
日程第2	議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第3	議案第34号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和4年第9回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、2番の〇〇委員、8番の〇〇委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、7番の〇〇委員、9番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第16号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第16号、農地法施行規則第53条の規定による届出について。 農地法施行規則第53条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、携帯電話無線基地局です。 総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、小崎地区公民館の北西側、約100mの場所で黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障は無いと感じました。 議案書に戻ります。 2番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、携帯電話無線基地局です。 総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は宮浦バス停の東側、約200mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を

	設置しても、周辺農地への支障は無いと感じました。 議案書に戻ります。 3番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、携帯電話無線基地局です。 総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、中小場公民館の北側で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障は無いと感じました。 議案書に戻ります。 4番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、携帯電話無線基地局です。 総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、下井牟田地区ふれあいセンターの北側、約110mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障は無いと感じました。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	先ほど事務局から説明のあったとおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	2番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	現地確認に行きまして、今回の申請地は水害にあった場所です。農地に対しての影響は無いと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員が申されたとおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長	3 番の案件を 4 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員と事務局の説明どおりです。よろしくお願いします。
議長	4 番の案件を 9 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局から説明のあったとおりです。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員の説明どおりです。別に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 16 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 16 号については、これで終わります。 次に、議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 2 ページをお願いします。 議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、芦北農村公園の西側、約 280 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は適正に管理するということでした。 総会資料の 6 ページをお願いします。 契約の種類は贈与です。 申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により、耕作管理が困難なため、譲渡する。譲受人は、譲渡人の要望もあり、譲受する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

	議案書に戻ります。 2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、大野地区構造改善センターの西側、約560mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、水稻が作付けされており、譲り受けた後も適正に管理するということでした。 総会資料の8ページをお願いします。 契約の種類は贈与です。 申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により、耕作管理が困難なため、譲渡する。譲受人は、譲渡人の要望もあり、譲受する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、大尼田地区生涯学習センターの西側、約480mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、水稻が作付けされており、譲り受けた後も適正に管理するということでした。 総会資料の10ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により、以前から譲受人が耕作管理していたため、譲渡する。譲受人は、以前から耕作管理を行っており、自宅付近で利便なため、譲受する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。

	現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局から説明のあったとおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	2 番の案件を 5 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	〇〇推進委員、事務局と現地を確認しました。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員からの説明のとおりです。よろしくをお願いします。
議長	3 番の案件を 7 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局が説明されたとおりです。よろしくをお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	現地確認をいたしまして、譲受人がやる気のある方で安心しました。よろしくをお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 33 号について、質疑ありませんか。 … 1 番、〇〇委員。
〇〇委員	1 番の案件で、譲受人の経営状況が 18,017㎡と記載されていますが、この面積を 1 人ですというのは、可能なのですか。
議長	譲受人の経営状況について、総会資料の 6 ページですね。農業経営が可能なのか。参考までに〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	譲受人は、NPO 法人を経営されており、従業員の方もいらっしゃるのですが、問題ないと思います。
〇〇委員	人数が 1 人と記載されているので、従業員も含めた方が良いのではないですか。
事務局	譲受人につきましては、NPO 法人をされている部分と個人でされている部分があると思います。実際、奥さんや息子さんもおられるということですが、法人の経営との兼ね合いがあるので、申請書には 1 人と書かれたのかなと思います。今後は申請書を提出される際に確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	他にありませんか。 (質疑なし)

	それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番については、〇〇推進委員が関係しておりますので、〇〇推進委員に一時退席を求めます。 （〇〇推進委員、一時退席） お諮りします。 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 〇〇推進委員に入室をお願いします。 （〇〇推進委員、着席） 3 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 4 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書 3 ページをお願いします。 議案第 3 4 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。 農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。 次に、詳細について説明します。 総会資料の 1 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、倉谷公民館の南東側、約 1 7 0 m の場所を含めた 4 筆になります。 総会資料の 1 2 ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。写真のとおり、現況は雑木等が生い茂り、山林化しています。 総会資料の 1 3 ページをお願いします。

	現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、雑木等が生い茂り、森林の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 1 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局から説明のあったとおりで、総会資料の写真のように農地という状況ではありませんでした。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員が言われたとおり、農地に復元できるような状況ではありませんし、申請者の奥さんに話を聞いた際に、自分たちの代で済ませて、子どもに迷惑をかけたくないということでした。農地に復元できない場合は、このような事例が広がれば良いなと思いました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	話がありましたように、非農地を見かけたり、相談があった時には、非農地判断の推進をお願いいたします。 担当委員からの説明が終わりました。 議案第 34 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。